

コンビニ交付サービスを一時休止します
 4月23日(火)、25日(木)、29日(祝)、30日(祝)◇改元に伴うメンテナンスのため、コンビニ交付サービスを終日休止します。ご迷惑をおかけしますが、ご理解ご協力をお願いします。
 図証明グループ ☎3981-4766



発行:豊島区 編集:政策経営部広報課
 〒171-8422 豊島区南池袋2-45-1 ☎3981-1111
 ホームページ <http://www.city.toshima.lg.jp/>
 平成31年(2019年)4月11日発行(毎月1・11・21日発行)

鈴木信太郎記念館 展示替えのお知らせ

5月7日(火)から(月曜日、第3日曜日、祝日をのぞく) 午前9時～午後4時30分※4月21日(日)～5月6日(振休)は臨時休館
 図当館 ☎5950-1737



▲マネの描いた「半獣神の午後」初版挿絵

◇稀覯本の蒐集家としても知られるフランス文学者・鈴木信太郎。常設展示内「信太郎の愛蔵書」コーナーでは新たにマラルメ作『半獣神の午後』に関する展示を実施。原典初版本(複製1876年)のほか、信太郎訳の限定豪華本などもあり。

関連講演「マラルメ『半獣神の午後』への招待」

5月18日(土) 午後2～4時 南大塚地域文化創造館◇講師…早稲田大学教授 川瀬武夫氏◇60名申請は往復はがきで4月23日(必着)までに「〒170-0013 東池袋5-52-3 鈴木信太郎記念館講演会申込」へ※応募者多数の場合は抽選。はがき1枚につき1名のみ。
 図当館 ☎5950-1737

4月20日(土)・21日(日)・27日(土)・28日(日)はマイナンバーカード関連業務の取扱いができません

◇システムメンテナンス作業のため窓口は開庁していません。詳細は区ホームページ参照。
 図住民記録グループ ☎3981-4782

パブリックコメント

【ご意見募集中】

「豊島区自転車の安全利用に関する条例」の一部改正(案)

自転車事故を起こした際の被害者救済や加害者の経済的負担の軽減を図るため、自転車損害保険などへの加入の義務付けを検討しています。改正(案)について、パブリックコメント(意見公募手続)に基づき、区民の皆さんのご意見をお聴きします。

●閲覧できます…原案の全文は、4月15日～5月15日の間、土木管理課、行政情報コーナー、区民事務所、図書館、区民ひろば、区ホームページで閲覧できます。

●ご意見をお寄せください…便せんなどに①ご意見②〒・住所③氏名または団体名(代表者名・担当者名)を記入し、郵送かファクスかEメール

で5月15日(必着)までに「土木管理課自転車・安全施策グループ ☎3981-4844、E:MA0023206@city.toshima.lg.jp」へ。直接当グループ窓口へ持参も可※個別に直接回答はしません。提出書類は返却不可。
 図当グループ ☎3981-4856
【結果の公表】

豊島区保育の質ガイドライン(素案)

ガイドライン(素案)について、パブリックコメント(意見公募手続)制度に基づき、区民の皆さんにご意見をお聴きしました。

●閲覧できます…ガイドラインの全文とお寄せいただいたご意見および区の考え方は、5月11日まで、保育課、区立保育園、行政情報コーナー、図書館、区民ひろば、区民事務所、区ホームページで閲覧できます。
 図当課総務総括グループ ☎3981-2019

税・国保・年金

20歳以上の学生の方へ、平成31年度「学生納付特例」の申請を受け付けています

学生の方も20歳から国民年金に加入し、保険料を納めなければなりません。ただし、本人の所得が一定額以下の場合、納付が猶予される「学生納付特例制度」(一部対象外の学校あり)があります。希望する方は、マイナンバーの分かるもの、年金手帳と有効期限内の学生証を持参のうえ、申請してください。もしものときでも、障害基礎年金を受けられるようにするためにも、平成31年度の申請は5月末までに行なってください。卒業後も納付が難しい方は、納付猶予や免除の制度がありますので、窓口で相談してください。
 図国民年金グループ ☎3981-1954

くらし等

土砂災害警戒区域21か所が指定されました

3月15日、東京都は土砂災害警戒区域21か所(特別警戒区域10か所)を指定しました。該当地域は、都ホームページ <http://www2.sabompa.jp/tokyo/index.php> から土砂災害警戒区域等マップで参照可。

| 町丁目 | 警戒区域 | 特別警戒区域 | |
|------|------|--------|------|
| 駒込 | 一丁目 | 4か所 | 1か所 |
| | 二丁目 | 2か所 | 2か所 |
| | 七丁目 | 1か所 | 0 |
| 南池袋 | 四丁目 | 1か所 | 1か所 |
| 南大塚 | 一丁目 | 3か所 | 1か所 |
| 目白 | 一丁目 | 3か所 | 1か所 |
| 高田 | 二丁目 | 4か所 | 1か所 |
| 雑司が谷 | 一丁目 | 3か所 | 3か所 |
| 豊島区計 | | 21か所 | 10か所 |

なお、土砂災害警戒区域では、宅地建物取引における措置があり、特別警戒区域では、さらに特定の開発行為に対する許可制、建築物の構造の規制、建築物の移転などの勧告の可能性がります。詳細は問い合わせてください。
 図東京都建設局河川部計画課土砂災害対策担当 ☎5320-5394

後期高齢者医療制度の保険料について

保険料額は、被保険者が均等に負担する「均等割額」と被保険者の前年の所得に応じて負担する「所得割額」の合計で、一人ひとりにかかります。

●保険料の計算方法

平成30・31年度保険料額(年額)

| | |
|----------|------------------------|
| 保険料額(年額) | 100円未満切捨て(限度額62万円) |
| II | |
| 均等割額 | 被保険者1人当たり43,300円 |
| + | |
| 所得割額 | 賦課のもととなる所得金額×所得割率8.80% |

※賦課のもととなる所得金額とは、前年の総所得金額及び山林所得金額並びに株式・長期(短期)譲渡所得金額等の合計から基礎控除額33万円を控除した金額です。(ただし、雑損失の繰越控除額は控除しません)

●軽減措置について

◇均等割額の軽減…同じ世帯の後期高齢者医療制度の被保険者全員と世帯主の「総所得金額等を合計した額」をもとに均等割額を軽減します。

均等割額の軽減

| 総所得金額等の合計額が下記に該当する世帯 | 軽減割合 |
|-------------------------------------|------|
| 33万円以下で被保険者全員が年金収入80万円以下(その他の所得がない) | 8割 |
| 33万円以下で、8割軽減の基準に該当しない | 8.5割 |
| 33万円+(28万円×被保険者の数)以下 | 5割 |
| 33万円+(51万円×被保険者の数)以下 | 2割 |

※65歳以上(平成31年1月1日時点)の方の公的年金所得については、その所得からさらに15万円(高齢者特別控除額)を差し引いた額で判定します。
 ※世帯主が被保険者でない場合でも、世帯主の所得は軽減を判定する対象となります。

図後期高齢者医療グループ ☎3981-1937

◇所得割額の軽減…被保険者本人の「賦課のもととなる所得金額」をもとに所得割額が軽減されます。

所得割額の軽減

| 賦課のもととなる所得金額 | 軽減割合 |
|--------------|------|
| ① 15万円以下 | 50% |
| ② 20万円以下 | 25% |

◇被扶養者だった方の軽減…後期高齢者医療制度の対象となった日の前日まで会社の健康保険など(国保・国保組合は除く)に加入している方の被扶養者だった方は、均等割額が加入から2年を経過する月まで5割軽減となり所得割額はかかりません。

●年間保険料額の通知について
 「後期高齢者医療保険料額決定(変更)通知書(本算定)」は、7月中旬に発送します。

監査委員(意見を有する者)が決まりました
 監査委員(意見有する者)の任を有する者として、区期満了に伴い、区議会の同意を得て、永田謙介(ながたけんすけ)氏が、4月1日付で選任されました(再任)。



【経歴】…昭和55年豊島区に入区。平成21年清掃環境部長、平成23年区民部長、平成25年総務部長を経て、平成27年より豊島区常勤監査委員。